

# 第五次滋賀県廃棄物処理計画（原案）

令和 年（ 年） 月

滋 賀 県

# 目次

第1章 計画の趣旨等	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	3
第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計	
第1節 廃棄物処理等の現況	
1 一般廃棄物	4
2 産業廃棄物	6
第2節 第四次滋賀県廃棄物処理計画の達成状況	7
第3節 本県における廃棄物排出量および処理量に係る将来推計	9
1 一般廃棄物	9
2 産業廃棄物	10
第3章 計画の基本方針	11
第4章 計画の目標	
第1節 目標設定の考え方	13
第2節 目標等	13
第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性	
第1節 目標達成に向けた重点取組・施策	
1 プラスチックごみの発生抑制等の推進	17
2 食品ロス削減の推進	20
3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築	23
第2節 その他目標達成に向けた不断の取組・施策	
1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組の推進	
(1) 一般廃棄物	26
(2) 産業廃棄物	29
2 廃棄物の適正処理の推進	
(1) 一般廃棄物	31
(2) 生活排水	33
(3) 散在性ごみ対策	34
(4) 産業廃棄物	35
(5) 不法投棄対策等	38
(6) 旧RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応	39

3 循環型社会の進展につなげる施策の推進	
(1) 環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画の運用	40
(2) 公共施設等の老朽化対策	40
(3) 環境関連産業の振興	41
(4) バイオマスの利活用の推進	41
(5) 環境学習の推進	42
(6) 環境に配慮した消費者行動の促進	42

## 第6章 関係主体の役割

第1節 基本的な考え方	43
第2節 各主体の役割	
1 県民の役割	43
2 NPO等の各種団体の役割	43
3 事業者の役割	44
4 市町の役割	44
5 県の役割	44

## 第7章 計画の推進体制および進行管理

第1節 推進体制	45
第2節 進行管理	45

# 第1章 計画の趣旨等

## 第1節 計画策定の趣旨

私たちの暮らしは、社会や経済の発展とともに急速に便利で快適なものになりました。一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムが環境に大きな負荷を与えてきたことから、こうした経済社会システムを見直し、循環型社会の形成に向けて取組を推進していく必要があります。

国は、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減するため、平成12年（2000年）に循環型社会形成推進基本法<sup>1</sup>を制定し、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」<sup>2</sup>により、リデュース（Reduce：発生抑制）<sup>3</sup>、リユース（Reuse：再使用）<sup>4</sup>、リサイクル（Recycle：再生利用）の3Rや適正処理に係る各種施策に取り組むとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正および各種リサイクル法<sup>5</sup>の制定をはじめとする関係法令の整備を進めてきました。

平成27年（2015年）9月には、国連サミットでSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）<sup>6</sup>が採択され、17のゴールと169のターゲットが設定され、そのうち国が特に注力すべき「優先課題8分野」を掲げており、廃棄物関係においては、具体的な施策等として「海洋ごみ対策（含む海洋プラスチックごみ）の推進」、「食品廃棄物の削減や活用」が挙げられています。特に、海洋ごみ対策では、陸上から流出するプラスチックごみ等による海洋環境汚染が世界的に問題となり、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」<sup>7</sup>を策定し、同年6月に大阪で開催されたG20でも新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルーオーシャンビジョン」が採択されました。食品廃棄物では、国民運動として食品ロスの削減を推進するため「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年（2019年）10月から施行されました。

<sup>1</sup> 平成12年に制定された法律で、循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めたもの。

<sup>2</sup> 循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。

<sup>3</sup> 廃棄物の発生自体を抑制すること。ごみになるものを断る・受け取らない行動であるリフューズも本計画では、リデュースの一部として整理。

<sup>4</sup> いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。壊れた物を廃棄せず修理（リペア）して再使用することも本計画ではリユースとして整理。

<sup>5</sup> 本計画では、本文中において、次のとおり略称を使用して記載します（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法））。

<sup>6</sup> 平成27年の国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において設定された、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標。17の目標と169のターゲットで構成される。

<sup>7</sup> 資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。





また、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとして、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、廃棄物減量を通じた温室効果ガスの削減が期待されています。

本県においても、「滋賀県環境総合計画」<sup>8</sup>に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたほか、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、平成 14 年（2002 年）3 月に「滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、その後、三回の見直しを行いながら、各種施策に取り組んできました。平成 28 年 7 月策定の「第四次滋賀県廃棄物処理計画」（以下「第四次計画」という。）の計画期間が令和 2 年度に終了することから、前述した世界の趨勢を踏まえた新たな計画の策定が必要です。

本県には、近江商人の「売り手よし、買い手よし、世間よし」という「三方よし」の思想が現在にも引き継がれています。これは、世界の潮流であり「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る総合的な取組である SDG s の考え方を先取ったものということもでき、生かすべき本県の特徴です。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックをはじめ排出実態に変化等が生じている現状においても、循環型社会の形成をより一層進めるため、本県の特徴である「三方よし」の理念を活用するとともに、これまでの廃棄物処理の状況や第四次計画の目標や施策の達成状況、廃棄物の排出量等に係る将来予測、「第五次滋賀県環境総合計画」、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」やその他の計画・方針等を踏まえ、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定することとします。

本計画が貢献する SDG s のゴール・ターゲットは、以下のとおりです。

 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。</p>
 <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>	<p>14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>
 <p>17 パートナリ シップで 目標を達成しよう</p>	<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<sup>8</sup> 本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

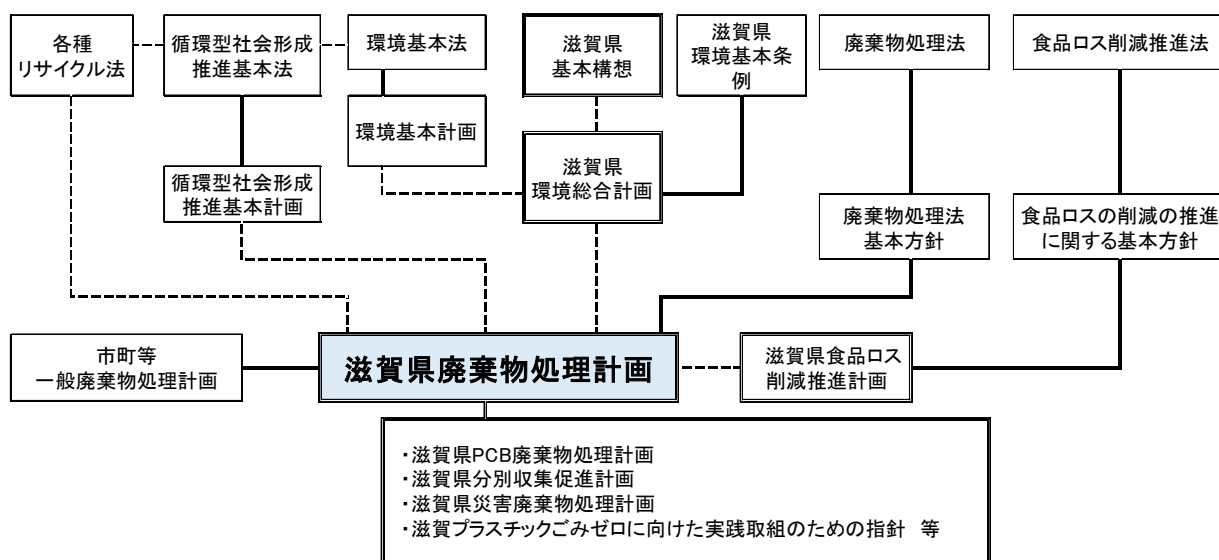
## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、都道府県に策定が義務付けられた法定計画であり、同法第5条の2の規定に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して策定するものです。

本計画は、「滋賀県環境総合計画」の分野別計画として、当該総合計画の基本的方向性を取り込み、国の関係法令・計画・方針と整合性を図り、本県で取り組むべき廃棄物処理および資源循環に関する施策を総合的に推進する役割を担うものです。

また、各市町等の一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画です。

図表1 主な関係法令・関係計画等との関係



## 第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、今後の経済・社会や環境を取り巻く状況、廃棄物処理および資源循環に関する法制度の改正等の内容によっては、必要に応じて見直し等を行います。

## 第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計

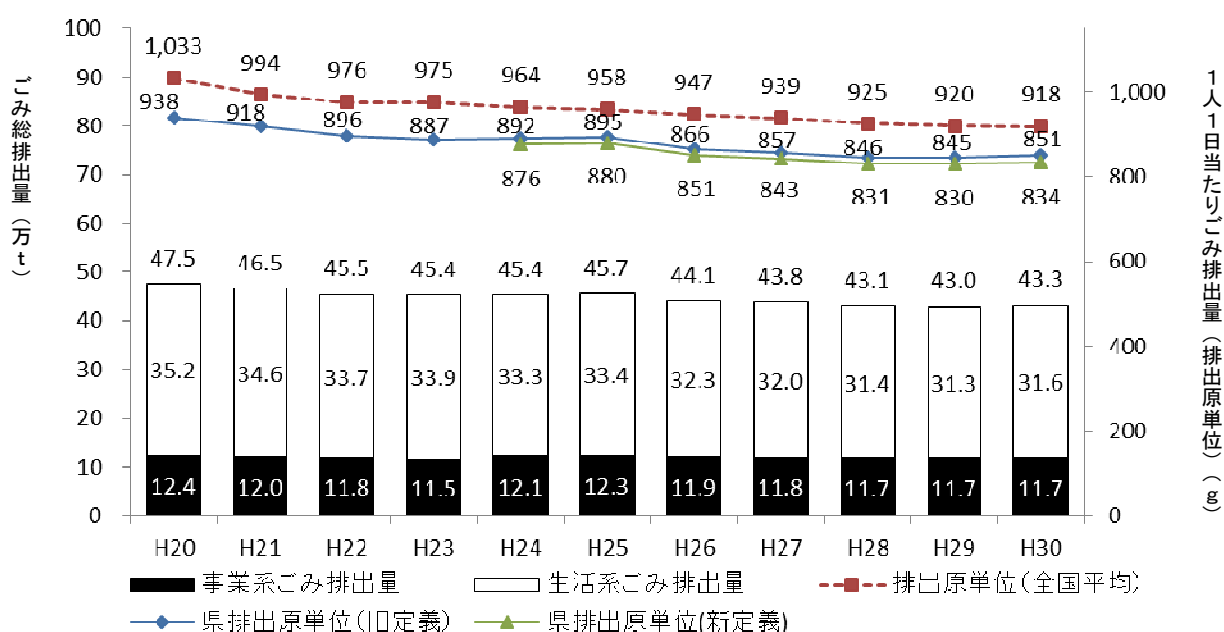
### 第1節 廃棄物処理等の現況

#### 1 一般廃棄物

##### (1) 排出量

本県のごみ総排出量および1人1日当たりごみ排出量（排出原単位）は、平成24年度および25年度ともにやや増加がみられましたが、平成26年度以降は再び減少傾向にあります。

図表2 一般廃棄物の排出量等の推移



※ 住民基本台帳法改正に伴いH24年度より総人口に外国人人口を含むこととなったため、1人1日当たりごみ排出量は、H24以降は「新定義(外国人人口含む)」と「旧定義(外国人人口含まない)」の数値をグラフ上に併記。

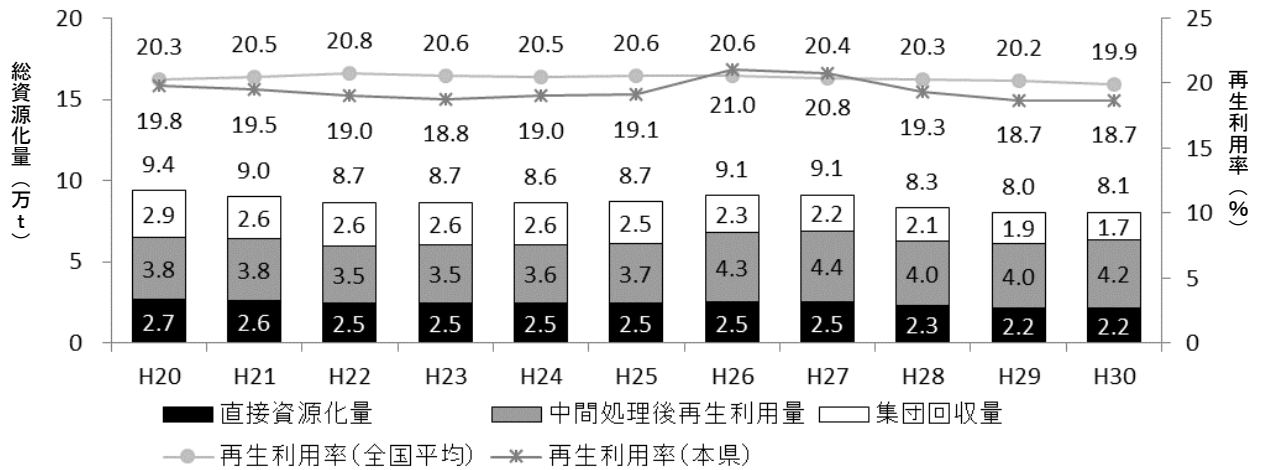
##### (2) 総資源化量・再生利用率

総資源化量は、平成28年度から約8万tで推移しています。再生利用率（リサイクル率）は、平成27年度から再び低下しています。

近年、総資源化量の減少や再生利用率の低下がみられた背景には、容器の軽量化や集団回収量の減少、紙媒体の減少、スーパーマーケット等の小売店舗における店頭回収<sup>9</sup>の増加等の影響があると推測されます。

<sup>9</sup> スーパーマーケット等の小売店舗が店舗前で実施する自主的な資源回収の取組をいう。

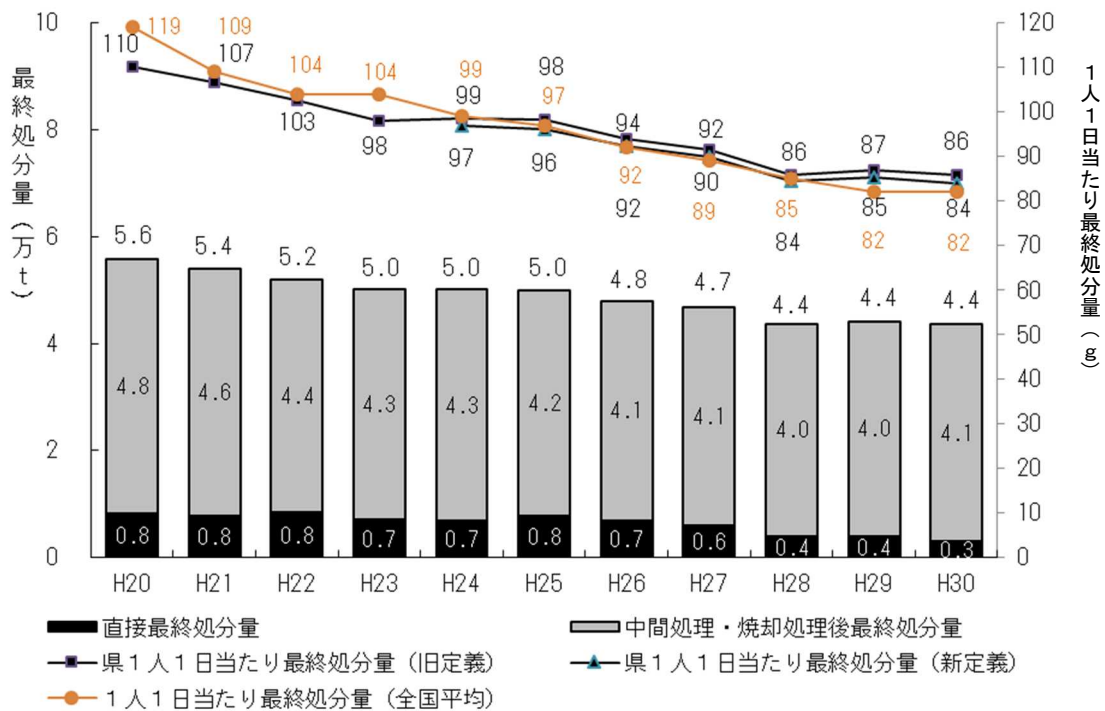
図表3 一般廃棄物の再生利用率等の推移



(3) 最終処分量

最終処分量および1人1日当たり最終処分量は、平成28年度までは減少傾向にありましたが、平成29年度以降は横ばいとなっています。

図表4 一般廃棄物の最終処分量の推移



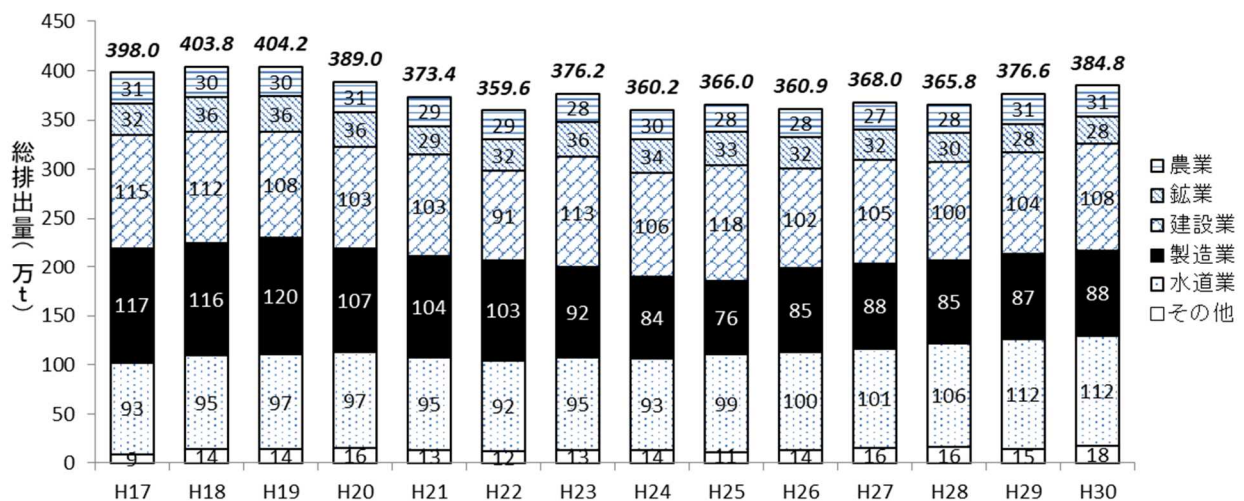


## 2 産業廃棄物

### (1) 排出量

産業廃棄物の総排出量は、景気動向に左右される面がありますが、平成 21 年度以降、微増微減を繰り返しており、平成 30 年度には 384.8 万 t となっています。業種別では、水道業（下水道業を含む）、建設業、製造業が大半を占めています。

図表 5 産業廃棄物の排出量の推移



### (2) 再生利用量

産業廃棄物の再生利用量は、平成 23 年度以降、微増微減を繰り返しています。再生利用率は、平成 26 年度以降、低下傾向でしたが、平成 30 年度は増加に転じています。

図表 6 産業廃棄物の再生利用量の推移

再生利用量  
(万 t)

再生利用率  
(%)





















































































